

久喜市特別栽培農産物生産支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

久喜市特別栽培農産物生産支援補助金交付要綱（平成26年久喜市告示第527号）の一部を次のように改正する。

第4条の表野菜の項中「小中学校又は」を「小中学校若しくは」に改め、「事業」の次に「又は農業協同組合に出荷する事業」を加える。

第5条の表中「2,700円」を「3,200円」に、「10,000円」を「14,000円」に改める。

第6条第2項の表野菜の項中「小中学校又は」を「小中学校若しくは」に改め、「出荷を開始するまで」の次に「又は農業協同組合に出荷を開始するまで」を加える。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。